

調査計画

- 1 調査の名称 (□特定一般統計調査 ■その他の一般統計調査)
水害統計調査 (一般資産水害統計調査調査票)
- 2 調査の目的 洪水、内水氾濫、高潮等の水害により、個人・法人等が所有する資産に発生した被害の実態を把握し、治水に係る各種行政施策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲 (■全国 □その他)
 - (2) 属性的範囲 (■個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)
水害を受けた家屋等の世帯主又は事業所の代表者 (以下、「被災者」という。)
- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
 - (1) 報告者数 約19,000被災世帯及び約1,700被災事業所 (令和4年調査実績)
 - (2) 報告者の選定方法 (■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)
市区町村が災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) により行う被害状況の報告等を基にして、報告者となる被災者を選定する。
- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ① 都道府県名 ② 市区町村名 ③ 水害発生・終了年月日 ④ 水害原因 ⑤ 水害区域番号
 - ⑥ 水系・沿岸名 ⑦ 水系種別 ⑧ 河川・海岸名 ⑨ 河川種別 ⑩ 地盤勾配区分
 - ⑪ 町丁名・大字名 ⑫ 建物用途 ⑬地上・地下被害の区分 ⑭浸水土砂被害の区分
 - ⑮ 被害建物棟数 ⑯ 被害建物の延床面積 ⑰ 被災世帯数 ⑱ 被災事業者数
 - ⑲ 被害建物内での農漁家又は事業所活動 ⑳ 事業所の産業区分 ㉑ 地下空間の利用形態[集計しない事項の有無] □無 ■有
 - ・⑤の水害区域番号は、参考資料として別途提出させる水害区域図に付す番号であり、調査票における記載内容の整合性の確認に用いるものであるため、集計には使用しない。
 - ・⑪町丁名・大字名、⑫建物用途及び㉑地下空間の利用形態は、調査票における記載内容の整合性の確認に用いるものであるため、集計には使用しない。
 - (2) 基準となる期日又は期間

毎年1月1日から12月31日まで

6 報告を求めるときに用いる方法

(1) 調査系統 調査票の配布：国土交通省－市区町村－報告者

調査票の回収：報告者－市区町村－都道府県－国土交通省

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール) 調査員調査 その他 (職員調査)

[調査方法の概要]

ア 国土交通省が提供する水害統計オンラインサイト (水害統計調査用の独自システムであり、以下同様。) を用いて、以下の手順により調査等を実施する。

① 市区町村は、水害の発生の都度、被災現場等において被災者から聞き取る内容のほか、災害対策基本法により行う被害状況報告の情報等を電子調査票に入力する。その後、市区町村は調査票の内容を確認した上で、調査票情報を記録した電子ファイルを作成し、水害統計オンラインサイトにより都道府県に提出する。

② 都道府県は、市区町村が提出した調査票情報を審査した上で、当該都道府県分を集計し、水害統計オンラインサイトにより国土交通省に提出する。

イ 市区町村及び都道府県が水害統計オンラインサイトにより調査票情報を提出する際は、ログインにID・パスワードを用いてセキュリティ対策を講ずる。

7 報告を求めるとき期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 (水害発生都度)

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

水害発生後45日以内に、市区町村の職員は被災者から聞き取る内容等を基にした調査票情報を都道府県に提出する。

都道府県は、市区町村の調査票をとりまとめ、調査翌年2月末までに国土交通省に提出する。

8 集計事項

別添「集計事項一覧」による。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(2) 公表の期日 (速報) 調査対象年の翌年12月まで

(確報) 調査対象年の翌々年7月末まで

10 使用する統計基準

使用する → 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

集計結果の表章においては、日本標準産業分類の大分類の一部を集約して使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

| 調査票情報 | 保存期間 | 保存責任者 |
|-----------|------|------------------------------|
| 調査票の内容を記録 | 2年間 | 都道府県及び市区町村の当該調査の事務を所掌している課の長 |
| した電磁的記録媒体 | 常用 | 国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長 |

調査計画

- 1 調査の名称 特定一般統計調査 その他の一般統計調査
水害統計調査（公共土木施設（地方単独事業）調査票）
- 2 調査の目的 洪水、内水氾濫、高潮等の水害により、河川、道路等の公共土木施設に発生した被害の実態を把握し、治水に係る各種行政施策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲 全国 その他
 - (2) 属性的範囲 個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他
水害を受けた都道府県及び市区町村が所管する河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、港湾、下水道、公園及び都市施設のうち、地方単独事業として災害復旧事業を行った施設を所管する都道府県及び市区町村
- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
 - (1) 報告者数 46 都道府県（市区町村を含む。）（令和4年調査実績）
 - (2) 報告者の選定方法 全数 無作為抽出（ 全数階層あり） 有意抽出
地方単独事業として災害復旧事業を行った公共土木施設を所管する都道府県及び市区町村を報告者として選定する。
- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ① 水系・沿岸名、種別 ② 河川・海岸名、種別 ③ 代表被災地区名 ④ 都道府県名
 - ⑤ 市区町村名 ⑥ 都道府県コード ⑦ 異常気象コード ⑧ 水害発生日
 - ⑨ 工種区分 ⑩ 市区町村コード ⑪ 災害復旧査定額

〔集計しない事項の有無〕 無 有

・③の代表被災地区名は、調査票における記載内容の整合性の確認に用いるものであるため、集計には使用しない。
 - (2) 基準となる期日又は期間
毎年1月1日から12月31日まで

6 報告を求めるときに用いる方法

(1) 調査系統

ア 都道府県単独事業分 国土交通省－報告者（都道府県）

イ 市区町村単独事業分 調査票の配布：国土交通省－報告者（市区町村）

調査票の回収：報告者（市区町村）－都道府県－国土交通省

(2) 調査方法

ア 都道府県単独事業分（郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール） 調査員調査 その他（ ））

〔調査方法の概要〕

都道府県は、国土交通省がホームページ上で提供する電子調査票を用いて調査票情報を記入し、それを電子メールにより国土交通省に提出する。

イ 市区町村単独事業分（郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール） 調査員調査 その他（ ））

〔調査方法の概要〕

市区町村は、国土交通省がホームページ上で提供する電子調査票を用いて調査票情報を記入し、それを電子メールにより都道府県に提出する。

都道府県は、市区町村の調査票情報を審査・補完した上で、それを電子メールにより国土交通省に提出する。

ウ 市区町村及び都道府県が調査票情報を電子メールにより報告する際は、調査票情報のファイルに対してパスワードを設定し、セキュリティ対策を講ずる。

7 報告を求めるとき期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア、都道府県単独事業分

提出期限は、調査対象年の翌年2月末まで

イ、市区町村単独事業分

提出期限は、調査対象年の翌年1月末まで

8 集計事項

別添の「集計事項一覧」による。

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別 (■全部公表 □一部非公表 □全部非公表)
- (2) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat以外) ■印刷物 □閲覧)
- (3) 公表の期日 (速報) 調査対象年の翌年12月まで
(確報) 調査対象年の翌々年7月末まで

10 使用する統計基準

- 使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()
- 使用しない

本調査は、都道府県及び市区町村を対象とした調査であり、報告者の範囲の画定及び集計事項の表章に統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

| 調査票情報 | 保存期間 | 保存責任者 |
|--------------------|------|---|
| 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体 | 2年間 | 都道府県単独事業分 都道府県の当該調査の事務を所掌している課の長 |
| | | 市区町村単独事業分 都道府県及び市区町村の当該調査の事務を所掌している課の長 |
| | 常用 | 国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長 |

調査計画

- 1 調査の名称 (特定一般統計調査 その他の一般統計調査)
水害統計調査 (公益事業等水害統計調査調査票)

- 2 調査の目的 洪水、内水氾濫、高潮等の水害により、運輸、通信等の公益事業等施設等に発生した被害の実態を把握し、治水に係る各種行政施策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲 (全国 その他)
 - (2) 属性的範囲 (個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他)
水害を受けた鉄道・軌道業、道路定期旅客運送業、道路定期貨物運送業、電気通信業、電気業、ガス業、水道業、海上定期旅客運送業、海上定期貨物運送業、航空定期旅客運送業、航空定期貨物運送業及び空港管理運営事業の資産・施設を管理する事業者 (以下、「被災公益事業者」という。)

- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
 - (1) 報告者数 153 被災公益事業者 (令和4年調査実績)
 - (2) 報告者の選定方法 (全数 無作為抽出 (全数階層あり) 有意抽出)
都道府県が災害対策基本法により行われる被害状況の報告等を基にして、報告者となる被災公益事業者を選定する。

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ① 都道府県名 ② 調査対象機関所在地 ③ 調査対象機関名称 ④ 水害発生日
 - ⑤ 被害箇所 ⑥ 河川・海岸名、地区名 ⑦ 水害原因コード ⑧ 事業コード
 - ⑨ 被害金額 ⑩ 営業停止期間等

[集計しない事項の有無] 無 有

②の調査対象機関所在地及び③の調査対象機関名称は、報告主体を把握し、報告内容を管理するために用いるものであるため、集計には使用しない。
 - (2) 基準となる期日又は期間
毎年1月1日から12月31日まで

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

調査票の配布：国土交通省－（都道府県）－報告者

調査票の回収：報告者－都道府県－国土交通省

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール） 調査員調査 その他（ ）

[調査方法の概要]

ア 水害を受けた被災公益事業者は、国土交通省のホームページ又は都道府県が送付する電子メールより入手した電子調査票を用いて調査票情報を記入し、それを電子メールにより都道府県に提出する。

都道府県は、被災公益事業者が提出した調査票情報を審査の上、それを電子メールにより国土交通省に提出する。

イ 被災公益事業者及び都道府県が電子メールにより調査票情報を提出する際は、そのファイルにパスワードを設定し、セキュリティ対策を講ずる。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

提出期限は、調査対象年の翌年1月末まで

8 集計事項

別添「集計事項一覧」による。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）

(2) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）

(3) 公表の期日（速報）調査対象年の翌年12月まで

（確報）調査対象年の翌々年7月末まで

10 使用する統計基準

■使用する→■日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他（ ）

□使用しない

調査対象の範囲の画定に当たっては、鉄道事業法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、航空法、電気事業法、電気通信事業法、ガス事業法及び水道法に規定する業種を基に業種区分を作成するため、日本標準産業分類は使用しない。

ただし、集計結果の表章に使用する業種については、可能な限り日本標準産業分類の中分類により行う。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

| 調査票情報 | 保存期間 | 保存責任者 |
|--------------------|------|------------------------------|
| 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体 | 2年間 | 都道府県及び市区町村の当該調査の事務を所掌している課の長 |
| | 常用 | 国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長 |

(注)・速報では集計事項の一部を公表し、確報で全体を公表

速報の公表項目：水害区域面積（宅地その他、農地、地下）の全国計、被災家屋棟数（床下浸水、床上浸水の計、半壊、全壊流失）の全国計、一般資産被害額の全国計、都道府県別水害被害額（一般資産等被害額、公共土木施設被害額及び公益事業等被害額の合計）

・集計に用いる調査事項：都道府県名、市区町村名、水害発生・終了年月日、水害原因、水系・沿岸名、水系種別、河川・海岸名、河川種別、地盤勾配区分、地上・地下被害の区分、浸水土砂被害の区分、被害建物棟数、被害建物の延床面積、被災世帯数、被災事業者数、被害建物内での農漁家又は事業所活動、事業所の産業区分
※地盤勾配区分、浸水土砂被害の区分、被害建物の延床面積、被災事業者数及び事業所の産業区分については、水害被害額算出のために使用しております。

3 その他

・都道府県別産業区分別事業所資産被害額

水害統計調査（公共土木（地方単独事業）水害統計調査） 集計事項一覧表

・ 基本表

（単位：千円）

| 都道府県名 異常気象名 （水害発生年月） 水系・沿岸名 | 河川・海岸名等 | 市区町村名 | 公 共 土 木 施 設 | | | | | | | 空港 | 公園・ 都市施設 | 合計 |
|--------------------------------------|---------|-------|-------------|-----------|----------|--------------|----------------|----|----|----|-------------|----|
| | | | 河川 | 海岸 ・港湾 | 砂防 設備 | 地すべり 防止施設 | 急傾斜地 崩壊防止施設 | 道路 | 橋梁 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

（注）・速報では集計事項の一部を公表し、確報で全体を公表

速報の公表項目：公共土木施設被害額の全国計、都道府県別水害被害額（一般資産等被害額、公共土木施設被害額及び公益事業等被害額の合計）

・集計に用いる調査事項：水系・沿岸名、種別、河川海岸名、種別、都道府県名、市区町村名、都道府県コード、異常気象コード、水害発生日、工種区分、市区町村コード、災害復旧査定額

